

眺望景観の景観形成方針・基準（今回新たに追加・変更するものを記載）

	①大阪城景観配慮ゾーン	②臨海景観形成区域	③河川景観配慮ゾーン（天満橋～船津橋・端建蔵橋）
◆景観形成方針	○都市のイメージを高める眺望景観の形成 ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。 ○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成 ・大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、<u>大阪の象徴的な眺望景観を創出する。</u> ・大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。	・ランドマークとなる大規模建築物を中心とした魅力あるシルエットの形成などにより、港らしい眺望景観を創出する。	○水辺の魅力を高める眺望景観の形成 ・高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、<u>水辺の印象的な顔づくりを行う。</u>
◆景観形成基準（建築物）			
配置	—	—	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物は、<u>周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。</u>
1 階部の形態	—	—	・中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）沿川の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、<u>にぎわいを生み出すよう工夫する。</u>

眺望景観の景観形成方針・基準（今回新たに追加・変更するものを記載）

	①大阪城景観配慮ゾーン	②臨海景観形成区域	③河川景観配慮ゾーン（天満橋～船津橋・端建蔵橋）
外壁	・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、<u>天守閣との関係を意識したデザイン</u>とするなど、形態意匠を工夫する。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物については魅力的なシルエットを形成するとともに、<u>周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成する</u>よう形態意匠を工夫する。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物の部分は、<u>建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう</u>工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物の外壁は、<u>歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザイン</u>とするなど、形態意匠を工夫する。
色彩	・主要な視点場からの眺めに配慮し、<u>大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩</u>とする。 ・主要な視点場からの<u>大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう</u>努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、<u>建物低層部にシンプルにまとめるものとする</u>。	—	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物の部分は、<u>主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう</u>努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、<u>建物低層部にシンプルにまとめるものとする</u>。
付属設備 （広告物）	・主要な視点場から<u>大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物の設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう</u>努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、<u>屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう</u>形態意匠を工夫する。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物について、<u>屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう</u>形態意匠を工夫する。	・中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物について、主要な視点場から<u>景観資源を望む眺望範囲への広告物の設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう</u>努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物の<u>屋上の広告物やサインは、建築物と一体とするよう</u>形態意匠を工夫する。

眺望景観の景観形成方針・基準（今回新たに追加・変更するものを記載）

	①大阪城景観配慮ゾーン	②臨海景観形成区域	③河川景観配慮ゾーン（天満橋～船津橋・端建蔵橋）
植栽	・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、<u>大阪城天守閣への眺望を遮蔽しない</u>ような配置計画に努める。	—	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、<u>歴史的景観資源への眺望に配慮し</u>、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう<u>配置計画の工夫</u>等に努める。
◆景観形成基準（工作物）			
外観	・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物の設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような工作物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする ・中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物の設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。

夜間景観の景観形成方針・基準（今回新たに追加・変更するものを記載）

	①大阪城景観配慮ゾーン	②臨海景観形成区域	③河川景観配慮ゾーン (大川、土佐堀川、堂島川、安治川)
◆景観形成方針	○都市のイメージを高める夜間景観の形成 ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。		
	○ランドマークをいかした夜間景観の形成 ・大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎える雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。	・ランドマークとなる大規模建築物などの魅力的なライトアップにより、港らしい夜間景観の創出に努める。	○水辺の魅力を高める夜間景観の形成 ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
◆景観形成基準（建築物）			
夜間景観	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。(※) ・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。(※)		
	・主要な視点場からの眺めに配慮し、<u>大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。</u> ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより、大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から<u>大阪城天守閣への眺望範囲に、屋外広告物を設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、</u>視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、<u>屋上の広告物やサインについて照明を施す場合</u>	・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる大規模建築物などの良質なライティング、<u>水面への映りこみに配慮した照明</u>などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、<u>水面への映りこみに配慮した照明</u>などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの<u>景観資源への眺望範囲に屋外広告物を設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、</u>視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の<u>屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。</u>

夜間景観の景観形成方針・基準（今回新たに追加・変更するものを記載）

	①大阪城景観配慮ゾーン	②臨海景観形成区域	③河川景観配慮ゾーン (大川、土佐堀川、堂島川、安治川)
	は、 <u>内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。</u>		
◆景観形成基準（工作物）			
夜間景観	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。(※) ・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。(※)		
	・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより、大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、屋外広告物を設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる工作物の良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。	・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に屋外広告物を設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。

(※)・・・重点届出区域中之島地区も合わせて追加・修正する基準。

屋外広告物に関する行為の制限の基準（今回新たに追加・変更するものを記載）

	国道2号地区を除く他の重点届出区域
意匠等	・ 照明を施す場合は、 <u>周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な視点場からの見え方（※）に留意し、目立たないような工夫に努める。</u> （※）御堂筋等においては、「 <u>景観上主要な道路からの見え方</u> 」
屋上広告物	・ 照明を施す場合は、 <u>内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。</u> ただし、文字のみの場合は可とする。